

「京都府子育て環境日本一推進条例（仮称）」 骨子案

前文

我が国には、地域の子育て世代同士が集まって悩みを話し合ったり、隣の人に子どもの面倒を見てもらったりするなど、社会全体で子どもを見守り、支え、ともに育てる文化が存在している。

しかし、近年、核家族化や地域の絆の希薄化等により、子どもや子育て世代の孤立化等が進んでいるほか、我が国の構造的課題である人口減少・少子化は深刻さを増している。

こうした状況において、家庭での養育を基本としつつ、社会全体で子どもを育て、子育てに伴う負担や苦勞、喜びを分かち合うという、京都府の子どもを育む文化を創造することにより、子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい社会である「子育て環境日本一・京都」を実現していかなければならない。

このような認識の下に、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組に関する基本理念を定め、社会を構成する各主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組を推進するため、この条例を制定する。

基本理念

「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組は、こども基本法第3条に掲げる基本理念を尊重しつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- ・ 子どもが心身ともに健やかに育つとともに、子どもや子育て世代が孤立しないよう、社会全体で、子どもや子育て世代をあたたく見守り支えるとともに、社会を構成する一員として各主体が、自主的かつ自立的な取組を行うこと。
- ・ 結婚及び子どもを持つことに対する一人ひとりの府民の意思が尊重され、多様な選択肢の中から、その希望が成就されるよう、地域の特性を踏まえつつ、出会い、結婚、妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至るまでの切れ目なく支援が行われること。
- ・ 国、府、市町村、並びに府民、事業者、結婚支援団体、子育て支援団体といった社会のあらゆる各主体が、適切な役割分担や効果的な連携の下、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等に関する施策が総合的に行われること。

責務・役割

○府の責務

- ・ 府は、基本理念にのっとり、「子育て環境日本一」の実現に向けて、総合的かつ積極的に施策を実施するものとする。
- ・ 府は、施策の実施に当たっては、府民、学校等、結婚支援団体、子育て支援団体及び事

業者並びに市町村その他関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

- ・ 府は、地域の特性に応じた「子育て環境日本一」の取組が進むよう、市町村に対し必要な情報の提供その他の支援に取り組むものとする。

○保護者の責務

- ・ 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもを心身ともに健やかに育てるものとする。

○府民の役割

- ・ 府民は、基本理念にのっとり、子育ての主体の一つとして、家族を築き、子どもを生み、育てることに対する関心と理解を深め、子どもの健やかな育成のための取組と、出会い、結婚から就労にいたるまでの各段階において支援する取組を、積極的に行うよう努めるものとする。
- ・ 府民は、府が実施する「子育て環境日本一」の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

○学校等の役割

- ・ 学校等は、基本理念にのっとり、子育ての主体の一つとして、子どもが集団での様々な活動を通じて、豊かな人間性とたくましく生きる力を備え成長することができるよう、「子育て環境日本一」の実現に向けた取組に努めるものとする。
- ・ 学校等は、家庭の果たす役割及び重要性並びに医学的知見に基づく妊娠、出産に関する知識を普及するとともに、人生設計を考える機会や、子どもの時期から、乳幼児と触れ合う体験等を通して、子育てなどに対する理解を深める機会を持たせるよう努めるものとする。
- ・ 学校等は、府が実施する「子育て環境日本一」の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

○事業者の役割

- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、子育ての主体の一つとして、「子育て環境日本一」の取組に対する関心と理解を深めるとともに、雇用する従業員の希望に応じた多様な働き方が叶えられるよう、仕事と生活の両立に向け必要となる雇用環境の整備に努めるものとする。
- ・ 事業者は、地域社会の一員として、子どもと子育て世代を支援する取組を積極的に行うよう努めるものとする。
- ・ 事業者は、府が実施する「子育て環境日本一」の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

- ・ 事業者は、子育て世代の不安や負担を軽減するためのサービスの提供又は創出並びに子ども・子育て世代の外出を円滑にするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

推進体制の整備

- ・ 府は、府民、事業者及び市町村等と連携し、及び協働して「子育て環境日本一」の実現に向けた取組を推進するための体制を整備するものとする。

子育て世帯の居住の用に供する家屋等の取得に対する不動産取得税の不均一課税（軽減）

- ・ 特例多子世帯の世帯主その他規則で定める者が特例適用住宅等の取得をした場合において、当該取得の日から1年以内に当該特例多子世帯に属する者の全てが当該特例適用住宅等に居住することとなったときは、当該特例適用住宅等の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条例の特例として、同条例第43条の3の規定にかかわらず、同条に定める税率に、2分の1を乗じて得た率とする。

「子育て環境推進計画（仮称）」制度の創設

- ・ 市町村が子育てにやさしいまちづくりに取り組むため、「子育て環境推進計画（仮称）」制度を創設する。
- ・ 知事による「子育て環境推進計画（仮称）」の認定を受け、子育てにやさしいまちづくりを実施する際の支援を実施する。

きょうと育児の日

- ・ 府民が子育ての意義並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び重要性について認識を深め、家族との触れ合いを推進するため、きょうと育児の日を設ける

審議会

- ・ 「京都府子育て環境日本一推進審議会」を設置する。

雑 則

- ・ 府は、調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。
- ・ 府は、施策を推進するため、必要な財政措置を講じるものとする。
- ・ この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- ・ 施行日を令和6年4月1日とする。
- ・ 京都府子育て支援条例及び京都府少子化対策条例は廃止する。
- ・ 京都府少子化対策基本計画は廃止する。